

令和 7 年 11 月 5 日
練馬区環境部清掃リサイクル課

練馬区立施設廃棄物収集運搬委託（B 地域）にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立施設廃棄物収集運搬委託（単価契約）（B 地域）」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 練馬区立施設廃棄物収集運搬委託（単価契約）（B 地域）
- (2) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 対象の練馬区立施設を 3 地域に分け、それぞれ委託する事業者を選定する。なお、ひとつの事業者が応募できるのは、いずれか 1 地域とする。
B 地域（旭町、高松、田柄、土支田、光が丘、下石神井、石神井町、高野台、富士見台、南田中、谷原）
- (4) 業務内容 仕様書（資料 1）のとおり
- (5) 概算経費 41,639,368 円（税込）
概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 委託する廃棄物の種類の「練馬区一般廃棄物収集運搬業」および「東京都産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 過去 3 年間に練馬区または他自治体で自治体の施設から排出される廃棄物の収集運搬委託の受託実績があること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 産業廃棄物処分委託

区立施設から排出される廃棄物処理は、廃棄物の収集運搬および産業廃棄物処分にかかる合計金額を見積もる必要がある。

提案書の中で見積もることのできる処分事業者の要件は、委託する廃棄物の種類の東京都産業廃棄物処分業の許可を受けていること、本要領の「3-1 参加資格 (2)」に該当し「3-2 欠格条項」のいずれにも該当しないこと。また、別に定める練馬区立施設産業廃棄物処分委託（単価契約）仕様書（資料2）の履行が可能な処分事業者とすること。

なお、練馬区立施設産業廃棄物処分委託（単価契約）については、処分事業者が受託できる地域数の制限は設けない。

※ 資料2は、練馬区立施設収集運搬委託事業者とかわす契約書には含めない参考資料である。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年11月5日
質問受付期間	令和7年11月5日～令和7年11月19日
参加申込書受付期間	令和7年11月5日～令和7年11月19日
質問回答日	令和7年11月28日
提案書類受付期間	令和7年11月5日～令和7年12月5日
一次審査 結果通知	令和7年12月12日
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月中旬の区が指定する日
第二次審査 結果通知	令和8年1月中旬

5-2 参加申込書（様式1）の提出

- (1) 受付期間 令和7年11月5日～令和7年11月19日
※期限を過ぎた参加申込書は受け付けない。
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係

- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

5-3 質問回答

募集に関する質問は内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (5) 質問期間 令和7年11月5日～令和7年11月19日
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (6) 質問方法 電子メール
- (7) 担当部署 練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係
(担当) 小山内 電話 03-5984-1059
- (8) 回答方法 令和7年11月28日までに電子メールで質問者名を伏せて、参加申込書を提出したすべての事業者へ回答する。

5-4 提案書等の提出

以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年11月5日～令和7年12月5日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること(郵送は不可とする)
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

- ☐ 提案書(様式3) 7部

提案事業者の情報に係る添付書類

- ☐ 法人登記簿(履歴事項全部証明書) 原本1部
※直近3か月以内に発行されたもの 写6部

- ☐ 直近の決算報告書・財務情報等シート(様式4) 7部

- ☐ 東京都電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格
受付票の写(裏面印鑑証明部分含む) 7部

- ☐ 練馬区一般廃棄物収集運搬業許可証の写 7部

- ☐ 東京都産業廃棄物収集運搬業許可証の写 7部

- ☐ 見積書(別添様式収集運搬用のとおり) 原本1部
写6部

- ☐ その他(「産廃エキスパート・プロフェッショナル」の
認定書の写し等提出物がある場合は各7部)

処分事業者の情報に係る添付書類

- ☐ 東京都電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格
受付票の写(裏面印鑑証明部分含む) 7部

- ☐ 東京都産業廃棄物処分業許可証の写 7部

- ☐ 東京都産業廃棄物処理施設設置許可証の写 7部

- ☐ 見積書(別添様式処分用のとおり) 原本1部
写6部

- その他（「産廃エキスパート・プロフェッショナル」の
認定書の写し等提出物がある場合は各 7 部）
- （５） 提案書等の差し替えおよび再提出
受付期間後の提案書の差し替えおよび再提出は認めない。

5－5 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に各地域 3 社程度を一次審査通過とする。審査結果は令和 7 年12月12日までに参加事業者へ個別の結果を書面により通知する。

5－6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和 7 年12月中旬の区が指定する日に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は 1 者あたり30分（提案書説明15分 質疑応答15分）とする。

提案は、提案書にそって説明すること。パワーポイント等を使用してスクリーンに画像を写すことは可とする。その際、スクリーン以外の必要な機器（パソコン、プロジェクター、接続コード等）は提案事業者が自ら用意をすること。当日、新たな資料を配布することは不可とする。説明者は、3 名以内とする。

審査結果は令和 8 年 1 月中旬に二次審査参加事業者へ個別の結果を書面により通知する。

5－7 評価項目

評価項目については下表のとおり。

（１） 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 官公庁との契約実績
実施体制	・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制
提案内容	・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の具体性 ・ 収集方法（作業計画） ・ 産廃処理業者（距離・搬入回数）
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進

区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 官公庁との契約実績
実施体制	・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制
受託への意欲・熱意	・ 具体的で独創的な提案の有無
提案内容	・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の具体性 ・ 収集方法（作業計画） ・ 産廃処理業者（距離・搬入回数）
担当者評価	・ 本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・ 説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・ 見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進
区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

なお、受託候補者が見積書に記載した産業廃棄物処分業者とは、別途、区と処分委託契約を締結する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、見積書に記載された処分事業者が見積書に記載した処分費用またはそれ以下の費用で、練馬区と契約締結できることを確認できない場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61

号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(資料3)に基づき取扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問合せ先・担当

練馬区環境部清掃リサイクル課清掃事業係 (担当) 小山内

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

電話 03-5984-1059

FAX 03-5984-1227